二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県三好市東祖谷菅生二〇五の四、二〇五の六、二〇五の一〇、二〇五の一四から二〇五の一八まで、二〇五の四七、二〇五の四八、五八六の一、五八六の四、五八六の九、五八九の一から五八九の三まで、五九一の四、五九五、五九六、六二三の二、六二三の一八、六二四の一、六二四の二、六二四の五、六二五の一、六二五の五、六二七の一、東祖谷釣井四〇九の一、四〇九の四から四〇九の一四まで、四一〇の一から四一〇の六まで、西祖谷山村坂瀬一八六の一、一八六の二
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県那賀郡那賀町木頭折宇字井ノ内一〇一、一〇三（次の図に示す部分に限る。）、字中内七八の一、字池野河山六の一・六の二・七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七の二から七の五まで、七の六（次の図に示す部分に限る。）、七の九から七の一二まで、八の一・八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八の三、字大谷山二の四、九の一から九の九まで、字柄谷山一・二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三の一、三の二（次の図に示す部分に限る。）、四から六まで、七の一、八から一〇まで、一四、一五、一六の二、一六の三、一七の一、一七の二、一八から二五まで、字御朱印谷山一の一・二・三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四、五、六の一、六の二、七、八の一、九から一七まで、一八の一から一八の三まで、一九から二一まで、字野久保谷一一の一（次の図に示す部分に限る。）、二一、二三から二八まで、二九の一、二九の二、三〇から三三まで、字髪無シ谷三一の四、三一の二三、字湯桶山一の四、二、三の二、三の三、四の二から四の六まで、五、六の一から六の三まで、七の一から七の三まで、八、木頭西字字下モ屋地九二の一、木頭北川字久井谷五の一〇（次の図に示す部分に限る。）、五の一一、五の一二、五の四〇、三〇、三一、字宇井ノ瀬六八の二、六九の二、字日和田九、一二から一六まで、一七の一から一七の三まで、一八から二五まで、二六の一、字高野瀬五の一、五の六、字船谷五五、五七から六四まで、六五の一、六六の一、六六の二、六七、七四の一、七四の二、七五
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第十六号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第八条第一項の規定に基づき、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定に係る経済連携協定に基づく第一種特定原産地証明書の発給事務を行う指定発給機関を、次のとおり指定したので、同法第二十四条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十四年二月六日

経済産業大臣　枝野　幸男

一　指定発給機関の名称
日本商工会議所
二　指定発給機関の住所
東京都千代田区丸の内三丁目二番二号
三　発給事務を行う事務所の所在地
北海道札幌市中央区北一条西二丁目二番地の一、宮城県仙台市青葉区本町二丁目十六番十二号、富山県黒部市植木二十三番の一、千葉県千葉市中央区中央二丁目五番一号、東京都千代田区丸の内三丁目二番二号、神奈川県横浜市中区山下町二番地産業貿易センタービル八階、静岡県浜松市中区東伊場二丁目七番一号、静岡県静岡市清水区相生町六番十七号、静岡県富士市瓜島町八十二番地、愛知県名古屋市中区栄二丁目十番十九号、愛知県蒲郡市港町十八番二十三号、愛知県豊川市豊川町辺通四番地四、三重県四日市市諏訪町二番五号、福井県福井市西木田二丁目八番一号、京都府京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町二百四十番地、大阪府大阪市中央区本町橋二番八号、兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目一番地、広島県広島市中区基町五番四十四号、広島県福山市西町二丁目十番一号、香川県高松市番町二丁目二番二号及び福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目九番地二十八号
四　指定発給機関が行う発給事務の区分
関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表に該当する物品に係る発給事務

○国土交通省告示第百三十九号

平成二十一年四月六日付け国土交通省告示第四百十二号（海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月六日

国土交通大臣　前田　武志

工事の区域の欄を次のように改める。

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(27)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(1) 北緯三四度〇九分二九秒〇四七五、東経一三五度一〇分五九秒二一五一の地点
(2) 北緯三四度〇九分二九秒〇二三〇、東経一三五度一〇分五九秒六〇一四の地点
(3) 北緯三四度〇九分二九秒二四六二、東経一三五度一〇分五九秒七五二〇の地点
(4) 北緯三四度〇九分二九秒二六四〇、東経一三五度一〇分〇〇秒〇〇三七の地点
(5) 北緯三四度〇九分二九秒〇九四一、東経一三五度一〇分〇〇秒一〇一一の地点
(6) 北緯三四度〇九分二八秒九九二六、東経一三五度一〇分〇〇秒〇八一六の地点
(7) 北緯三四度〇九分二六秒八七四三、東経一三五度一〇分〇二秒一九四六の地点
(8) 北緯三四度〇九分二五秒七八九三、東経一三五度一〇分〇四秒〇七一六の地点
(9) 北緯三四度〇九分二三秒五六一五、東経一三五度一〇分一二秒六九八二の地点
(10) 北緯三四度〇九分二四秒八六二四、東経一三五度一〇分一六秒三二八七の地点
(11) 北緯三四度〇九分二一秒五三九二、東経一三五度一〇分一七秒二八六九の地点
(12) 北緯三四度〇九分二〇秒九六五〇、東経一三五度一〇分一四秒四〇五四の地点
(13) 北緯三四度〇九分二〇秒四七〇八、東経一三五度一〇分一二秒五四〇五の地点